

令和5年5月2日

代田小学校保護者 様

豊川市立代田小学校

校長 野田 佳宏

5月8日以降の学校における教育活動の対応等について

新緑の候、日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をありがとうございます。

さて、豊川市教育委員会より、令和5年5月2日付けで「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知がありました。それに伴い、新型コロナウイルス感染症への対応等につきまして下記のようにいたします。

記

1 マスクの着用について

- 健康に問題のない場合には、マスク着用は求めません。(現状どおり)

2 登校前の健康観察、体温チェックについて

- 検温、およびその結果の報告(健康チェックカード)は必要ありません。
- 始業時(8:25)、健康観察を行い、健康状態を確認します。(現状どおり)

3 出席停止の考え方について

- 本人が陽性と判明した場合、出席停止期間は「発症後5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」となります。
- 感染予防での出席停止の措置がなくなり、欠席扱いとなります。

4 濃厚接触者の考え方について

- 濃厚接触者の特定は行われません。
- 同居家族の症状によって、本人の登校に制限を加えることはありません。
- お子様の体調が普段と異なる症状がある場合は、自宅での休養をお願いします。

(連絡先 豊川市立代田小学校 教頭 加藤 洋充 電話86-4166)